

## 【広告掲載基準】

- ・中野市広告掲載実施要綱第3条に定める区分ごとの基準は次のとおりとする。

要綱第3条各号の区分		対象制限の基準
第1号	法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの	<p>法により表現内容等に禁止事項があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法</li> <li>・柔道整復師法</li> <li>・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律</li> </ul> <p>不当景品類及び不当表示防止法に抵触するおそれのあるもの</p> <p>長野県屋外広告物条例に抵触するおそれのあるもの</p> <p>中野市屋外広告物に関する規則に基づき不許可を受けたもの</p>
第2号	公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの	<p>「公の秩序」として、国家・社会の秩序や一般的利益の範囲から外れるもの</p> <p>「善良の風俗」として、社会の一般的道徳観念から外れるもの</p> <p>いかがわしい表現や乱暴な文言を用いたもの</p> <p>個人や他企業等を誹謗中傷するもの</p> <p>人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの</p>
第3号	市の公共性、中立性又は品位を損なうもの	<p>過剰な利益追求を内容とするもの</p> <p>投機、射幸心を著しくあおる表現のもの</p> <p>市が広告主を支持又はその商品やサービスなどを推奨若しくは保証しているかのような表現のもの</p>
第4号	政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの	<p>公職選挙法に抵触するもの</p> <p>政党等の講演会等に関するもの</p> <p>公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの</p> <p>布教、義捐金募集等による宗教活動に類するもの</p> <p>個人又は法人等の名刺広告</p> <p>個人、団体等の主義主張に関するもの</p>
第5号	青少年の健全な育成を阻害するもの	<p>水着姿及び裸体等の広告内容に無関係で必然性のないもの</p> <p>暴力又はわいせつ性を連想させるもの</p>
第6号	その他市長が広告媒体に掲載する広告として不相当と認めるもの	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャバレー、クラブなどの「接待飲食等営業」及び麻雀店、パチンコ店、ゲームセンターなどの「遊技場営業」にあたるもの</li> <li>・「性風俗関連特殊営業」にあたるもの</li> <li>・その他風俗営業類似の業種</li> </ul> <p>債権の取立、示談引受けなどを規定したもの</p> <p>氏名、写真、商標、著作権等を無断で使用したもの</p> <p>ギャンブルに係るもの</p> <p>キャッシング及びカードローンに係るもの</p>

		<p>たばこに係るもの</p> <p>社会問題を起こしている業種や事業者に係るもの</p> <p>消費者被害の未然予防等の観点から適切でないもの</p> <p>良好な景観又は風致を害するおそれのあるもの</p> <p>公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの</p> <p>責任の所在が不明確なもの</p> <p>内容が不明確なもの</p> <p>虚偽又は誤認されるおそれのあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報記事と紛らわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの</li><li>・ 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの</li><li>・ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを引用して権威づけようとするもの</li><li>・ 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの</li></ul> <p>広告掲載の円滑な運営に支障をきたすもの</p>
--	--	--